

令和2年 第10回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員（10名）

1 番 大槻 尚浩	3 番 井上 一味	4 番 佐藤 秀昭
6 番 齊藤 貴浩	7 番 東海林 正幸	8 番 樋渡 秀晃
9 番 篠原 正博	10 番 松本 和彦	11 番 野里 光幸
13 番 溝井 雅幸		

4. 欠席委員（1名）

12 番 有馬 和幸

5. 遅参委員（1名）

2 番 廣中 和幸

6. 議に付した事件

議案第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による利用配分計画の意見について

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 名和 祐一

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長 開会挨拶

会 長 それでは只今より、令和2年第10回置戸町農業委員 会議を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、8番 樋渡 秀晃委員、9番 篠原 正博委員を指名します。
事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日届け出のありました欠席委員は、12番 有馬和幸委員 の 1名で、遅参委員は 2
番 廣中和幸委員の 1名でございます。
本日の提案議案は、議案第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」か
ら、議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による利用配分計
画の意見について」までの 3件です。
以上で諸般の報告を終わります。

会 長 それでは、議案第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とし
ますので、議案の1ページをお開きください。
事務局より説明させます。

事務局長 議案第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による通知について、下記のとおり提出があったので審議を
求める。
提出年月日は本日付です。案件は4件です。
理由は賃貸借契約の合意解約 です。

1番 貸付人は、札幌市 北海道農業公社です。
借受人は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
申請地は字〇〇番〇〇 外〇〇筆で、面積の合計は 59, 348㎡です。
場所につきましては、4ページの第1図をお開きください。
(第1図にて概要説明)

1ページにお戻りください。

2番 貸付人は、1番と同じく、北海道農業公社で、借受人は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇
〇〇さんです。
申請地は字〇〇番〇〇で、面積は 22, 956㎡です。

場所につきましては、3番説明後に説明いたします。

3番 貸付人及び借受人は、2番と同じです。
申請地は字〇〇番〇〇 外〇〇筆で、面積の合計はは 34, 578㎡です。
場所につきましては、5ページの第2図をお開き下さい。
(第2図にて概要説明)

1ページにお戻りください。

4番 貸付人は、1番と同じく、北海道農業公社で。借受人は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇
〇〇さんです。
申請地は字〇〇番〇〇で、面積は 37, 450㎡です。
場所につきましては、6ページの第3図をお開き下さい。
(第3図にて概要説明)

1ページにお戻りください。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第29号について説明がありました。
これから質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願い
します。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の決定について」を議題とします。
議案の2ページをお開きください。
事務局より説明させます。

事務局長 議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について」をご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。

提出年月日は本日付です。案件は4件です。

1 番 利用権の設定等を受けるもの、借り手は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんで、利用権の設定等をするもの、貸し手は、北海道農業公社です。

土地の所在は字〇〇番〇〇 外〇〇筆 で、面積の合計は、59,348㎡、利用権設定等の種類は賃借権で、賃貸借金額は 330,000円で、10a当り 5,600円です。

あっせん委員は、東海林委員、齊藤委員です。

場所につきましては、議案29号1番の第1図で説明した場所でございます。

2 番 利用権の設定等を受けるもの、借り手は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

利用権の設定等をするもの、貸し手は、北海道農業公社です。

土地の所在は字〇〇番〇〇 で、面積は、22,956㎡、利用権設定等の種類は賃借権で、賃貸借金額は 37,867円で、10a当り 1,700円です。

あっせん委員は、溝井委員、篠原委員です。

場所につきましては、議案29号2番、3番の第2図で説明した場所でございます。

3 番 利用権の設定等を受けるもの、借り手及び、利用権の設定をするもの、貸し手は、2番と同じです。

土地の所在は字〇〇番〇〇 外〇〇筆 で、面積の合計は、34,578㎡、利用権設定等の種類は賃借権で、賃貸借金額は 66,742円で、10a当り 1,900円です。

あっせん委員及び場所については、2番と同じです。

4 番 利用権の設定等を受けるもの、借り手は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんで、利用権の設定等をするもの、貸し手は、置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇番〇〇 外〇〇筆 で、面積の合計は、45,692㎡、利用権設定等の種類は賃借権で、賃貸借金額は 185,000円で、10a当り 4,100円です。

あっせん委員は、溝井委員、大槻委員です。

場所につきましては、7ページの第4図をお開き下さい。

(第4図にて概要説明)

2ページにお戻りください。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案30号について説明がありました。

これから質疑を行います。
質疑は 2 番 3 番を除き行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第 30 号 1 番、4 番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は
挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第 30 号 1 番、4 番については、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案 30 号の 2 番、3 番について質疑を行います。
〇〇番 〇〇委員の退席を命じます。(〇〇委員退席)
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、議案 30 号の 2 番、3 番について、原案のとおり可決す
ることに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案 30 号の 2 番、3 番は、原案のとおり可決いたしました。
〇〇番 〇〇委員の復席を許可します。(〇〇委員復席)

会 長 次に、議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地
利用配分計画の意見について」を議題とします。
議案の 3 ページをお開きください。
事務局より説明させます。

事務局長 議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配
分計画の意見について」をご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により意見を求められた下記の農用
地利用配分計画について審議を求める。
提出年月日は本日付です。案件は 1 件です。

1 番 利用権の設定等を受けるもの、借り手は置戸町字〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

利用権の設定等をするもの、貸し手は、北海道農業公社です。

土地の所在は字〇〇番〇〇で、面積は、37,450㎡、利用権設定等の種類は賃借権です。

賃借金額は、97,000円で、10a当たり2,600円です。

場所につきましては、議案29号4番の第3図で説明した場所でございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第31号について説明がありました。
 これから質疑を行います。
 何か質疑はありませんか。
 (なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
 それでは、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

 (挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
 したがって、議案第31号については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

これで令和2年第10回農業委員 会議を閉会いたします。